

相談者（Aさん） 総務課に勤めている係長のAといいます。先日新聞を読んでいたら、X県の教員が酒気帯び運転をしたことを理由にして懲戒免職処分を受けたという記事が載っていました。しかも同乗していた女性教諭も同じく懲戒免職処分になったのだそうです。今日は懲戒処分について教えてもらいに来ました。

弁護士 自治体では地方公務員法や条例に、企業では就業規則において懲戒処分が定められています。役所や会社のお金を使い込んだというような場合に懲戒処分の対象となることは全く争いのないところです。問題なのは私生活上の非行を理由として懲戒処分ができるかということです。

Aさん 私が新聞で読んだ酒気帯び運転も、仕事とは直接関係のない個人的な宴会の帰り道だったようです。

弁護士 地方公務員法第二十九条は懲戒に関する規定ですが、一項一号にはこの法律又はこれに基づく条例に違反した場合とあり、同法第三条は「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」とされています。また、同法第二十九条一項三号には「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」が懲戒事由として規定されています。一般企業で

公務員は全体の奉仕者ですので、公務に對する市民の信頼を損ねる行為と判断された場合は懲戒相当ということになると思います。

Aさん 最近、多くの自治体で飲酒運転について厳しい処分を行なうことを打ち出しているようですね。

弁護士 そのとおりです。かなりの自治体が酒酔い運転はそれだけで懲戒免職処分、酒気帯び運転も人身事故などの悪質な場合は原則として懲戒処分とするとの方向性を打ち出しています。飲酒運転を原因とした重大な交通事故が続出し、社会的な大きな反響を呼んだことに拠るものです。

Aさん そもそも酒酔い運転と酒気帯び運転はどのように違うのでしょうか。

弁護士 酒酔い運転というのはアルコール濃度と関係なくアルコール等の影響によって正常な運転が困難な状態にあることを指します。酒気帯び運転は、アルコール濃度〇・一五ミリグラム以上が検出された場合を指しています。

Aさん そうすると、今回のX県の事件は酒気帯び運転でしたので、一般的な基準より重い処分だったことになるのでしょうか。

弁護士 確かに基準よりは重い処分だったかもしれませんが、先ほどお話ししたように最近飲酒運転に対する社会的な非

法律に強くなる！
連載【まちづくりの法律相談】 第20回

飲酒運転の代償

も就業規則において、「不名誉な行為をして会社の体面を汚したとき」とか「犯罪行為を犯したとき」を懲戒事由として定めている例が多いと思います。こうした規定が私生活上の非行が懲戒処分の対象とされる根拠になっています。



難の度合いが著しく高くなっています。多賀

城市で、泥酔しながら運転して高校生の集団に車を突入させ、三人を死に至らしめた事件で仙台地方裁判所が危険運転致死罪を認定し、無期懲役の判決を下したのは記憶に新しいところです。車社会が拡大する一方で運転のマナーも年々低下し、悲惨な事故が続発しています。しかも従前から日本の社会はアルコールについて甘いところがあると指摘されてい

ましたが、ここに来て、これ以上飲酒運転を放置しておけないというコンセンサスができてきたように思います。

Aさん それにしても、X県の処分は酒気帯

Aさん 現実の裁判ではどのような判断がなされているのですか。

弁護士 古い判例ですが、横浜、ゴム事件というのがあります。最高裁判所昭和四五年七月二八日の判決ですが、深夜酩酊して他人の家にちん入し、住居侵入罪として罰金刑に処せられた従業員に対する会社の懲戒処分について、行為の態様、刑の程度、職務上の地位などの諸事情から無効としました。一方、懲戒解雇を有効としたのは、東京地方裁判所昭和六三年一月九日判決のJR東日本事件です。この事件は、JRの現業職員が下着窃盗目的の住居侵入罪で罰金一万円に処せられた事件でした。

Aさん 同じ住居侵入罪の罰金刑でも結論がなぜ異なったのですか。

弁護士 判例は住居侵入という私生活上の非行だからといって一律の判断をせずに、具体的なケースを踏まえて総合的に考えたのだと思います。上の二つは企業に関する判例ですが、それが私生活上のものであっても企業秩序あるいは企業利益の侵害に直接繋がる非行の場合には、懲戒相当と考えたのでしょう。下着窃盗目的の事例は、それが広く報道された場合、社会的に企業イメージを著しく低下させ、会社全体の士気にも影響を与えることが明らかです。

び運転なのに、運転者だけではなく同乗者も懲戒免職というのは厳しすぎるように思うのですが。

弁護士 この事案は教員であった点が大きいと思います。学生や生徒に教える立場の教員はより高い倫理性が要求されていますので、教育委員会は一般職員と比べてより厳しい態度で臨んでいます。また本件では車がもともと女性教諭の所有で、エンジンをかけた後に男性教諭と運転を交替したという事情があったようです。男性教諭は以前にも何度か飲酒運転をしていたこと、女性教諭は勤務中に頻繁に個人的なメールをやりとりしていたことも合わせて処分理由になったようです。

Aさん 一般職員の場合はどうでしょうか。
弁護士 A県でも昨年一般職員の酒気帯び運転が警察に発覚し、反則金と行政処分を受けた事案で懲戒免職処分を下したのです。但し、この職員は処分が重すぎること理由に県の人事委員会に対して不服申立を行なった結果、同委員会では教職員、警察官ではなく、管理職でもないことから懲戒免職は相当でないとし、停職四カ月に処分を変更しました。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）
阿部・佐藤協同法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員